

○飯塚観光協会補助金交付要綱

平成24年8月23日

飯塚市告示第295号

飯塚観光協会補助金交付要綱(平成23年飯塚市告示第58号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この告示は、飯塚市の観光振興を図るため、予算の範囲内において飯塚観光協会(以下「協会」という。)が行う事業等に対し補助金を交付することについて、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業及び経費)

第2条 補助の対象となる事業は、次のとおりとする。

- (1) 市内観光に関する施設等の宣伝及び誘客を目的とする事業
- (2) 観光振興に資する事業
- (3) 前2号に掲げるもののほか市長が必要と認める事業

2 補助の対象となる経費は、前項に掲げる事業に要する経費及び協会の運営に要する経費のうち市長が認めるものとする。

(目的外使用の禁止)

第3条 協会は、補助金を補助の対象とする事業の遂行のみに使用し、他の用途に使用してはならない。

(事業の計画変更)

第4条 協会は、補助金の交付決定通知を受けた後において、補助金の交付決定を受けた事業の計画を変更しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

(補助金に係る書類等の整備)

第5条 協会は、補助事業に係る経理についての収支を明らかにした書類を整備し、補助事業の完了の日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。